

令和 8 年 4 月 28 日
消 防 庁

甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を 改正する件（案）に対する意見公募

消防庁は、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）について、令和 8 年 4 月 29 日（水）から令和 8 年 6 月 2 日（火）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

本改正では、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正を踏まえ、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件（平成 6 年消防庁告示第 11 号）について、消防設備士の受験資格のうち、専修学校に関する規定の整備を行います。

なお、概要については、別紙 2 を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙 3 参照）
 - ・ 甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙 1 を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 8 年 6 月 2 日（火）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該告示を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 服部補佐、菅

TEL 03-5253-7523（直通）

E-mail: yobo_atmark_soumu. go. jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

本改正では、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正を踏まえ、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件（平成 6 年消防庁告示第 11 号）について、消防設備士の受験資格のうち、専修学校に関する規定の整備を行うものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和 8 年 4 月 29 日（水）から令和 8 年 6 月 2 日（火）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予

防課にて配布又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：服部、菅

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体名等) (注1)

電話番号

電子メールアドレス

「甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件 (案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する
件（案）について

消防庁予防課

1. 改正概要

今般、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていることを踏まえ、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた専修学校における教育の充実を図るため、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正が行われた（学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号））。

この改正に伴い、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件（平成 6 年消防庁告示第 11 号）について、所要の改正を行う。

2. 改正内容

甲種消防設備士試験の受験資格については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）とその委任を受けた消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）で複数の類型を規定している。受験資格の一類型として、一定の学校において機械等に関する授業科目を 15 単位（一定の授業時間を一単位と換算）以上修得した者が同規則において定められているが、一定の学校の類型について、具体的に本告示で定めている。

本告示では、学校の類型として、大学や高等専門学校等におかれる専攻科等が定められているところ、今般の学校教育法の改正において、専修学校に専攻科をおくことができるとされたことに伴い、専修学校におかれる専攻科についても対象となるよう改正を行う。

3. 施行期日

公布の日

4. 経過措置

なし

5. スケジュール

【パブリックコメント】令和 8 年 4 月 29 日（水）から令和 8 年 6 月 2 日（火）まで（35 日間）

【 公 布 】令和 8 年 6 月頃（予定）

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の八第一項の規定に基づき、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示（平成六年消防庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 消防法施行規則第三十三條の八第一項第三号の消防庁長官が定める学校は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により大学、高等専門学校又は専修学校に置かれる専攻科</p> <p>〔二〇六 略〕</p> <p>第二 消防法施行規則第三十三條の八第一項第八号の消防庁長官が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 学校教育法第百四條の規定により、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士若しくは博士の学位を授与された者（外国においてこれらに相当する学位を授与された者を含む。）</p> <p>〔三〇十三 略〕</p>	<p>第一 消防法施行規則第三十三條の八第三号の消防庁長官が定める学校は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により大学、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科</p> <p>〔二〇六 同上〕</p> <p>第二 消防法施行規則第三十三條の八第八号の消防庁長官が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八條の二の規定により、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士若しくは博士の学位を授与された者（外国においてこれらに相当する学位を授与された者を含む。）</p> <p>〔三〇十三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。